

## 由布市ポイ捨て等の防止に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、由布市環境基本条例（平成25年条例第4号）第3条に規定する基本理念に基づき、市、市民等、事業者及び交流者が協働してポイ捨て等の防止をはじめとした環境の保全及び創造に取り組むことにより、将来の世代に渡り健全で恵み豊かな自然環境の恵沢を享受しながら、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる生活環境の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、ペットボトル、空き瓶その他の飲食物を収納していた容器及び紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、ビニールその他これらに類するもので投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を回収容器、吸い殻入れその他定められた場所以外の場所に捨てるることをいう。
- (3) 飼い犬等 犬、猫その他飼育を目的とした動物のことをいう。
- (4) 路上等喫煙 公共の場所において喫煙することをいう。
- (5) 市民等 本市内に居住し、若しくは滞在し、又は本市内を通過する人並びに本市内で働き、学び、及び本市内においてまちづくり活動を行う人又は団体をいう。
- (6) 事業者 本市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (7) 交流者 観光、保養、商用等で本市内に訪れる人をいう。
- (8) 公共の場所 公園、道路、河川、広場その他公共の用に供する場所をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふんの散乱の防止並びに路上等喫煙の制限に関する必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の実施について、市民等、事業者及び交流者に対して空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふんの散乱の防止並びに路上等喫煙の制限に関する意識の啓発を図るとともに、必要があると認めるときは、指導又は助言を行うものとする。

### (市民等及び交流者の責務)

第4条 市民等及び交流者は、空き缶等のポイ捨てを防止するため、屋外において自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納しなければならない。

2 市民等及び交流者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふんの散乱の防止並びに路上等喫煙の制限に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、当該事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、清潔で快適なまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふんの散乱の防止並びに路上等喫煙の制限に関する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第6条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所にポイ捨てをしてはならない。

(ポイ捨て等防止重点地域の指定等)

第7条 市長は、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふんの散乱の防止並びに路上等喫煙の制限が特に必要であると認められる地域をポイ捨て等防止重点地域に指定することができる。

2 市長は、前項の規定に基づきポイ捨て等防止重点地域を指定し、変更し、又は解除した時は、これを告示しなければならない。

(飼い犬等のふんの回収)

第8条 飼い犬等を連れている者は、当該飼い犬等が公共の場所においてふんを排泄した場合は、ふんを回収しなければならない。

(喫煙の制限)

第9条 市民等及び交流者は、歩行中（自転車乗車中を含む。）であるとき、又は吸い殻入れが付近に設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないときは、路上等喫煙をしないよう努めなければならない。

2 何人も、ポイ捨て等防止重点地域内においては、路上等喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定する喫煙所において喫煙する場合は、この限りでない。

(回収容器の設置及び管理)

第10条 ポイ捨て等防止重点地域において、缶、瓶、ペットボトル又はプラスチック、紙等で製造された容器その他これらに類する容器に収納した飲食物を販売する事業者は、空き缶等の回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

(立入調査等)

第11条 市長は、ポイ捨て等防止重点地域において空き缶等のポイ捨てを防止するため、必要があると認めるときは、市長が任命する職員に必要な場所に立ち入らせ、空き缶等の散乱又は回収容器の設置及び適正な管理について調査及び指導させることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第12条 市長は、ポイ捨て等防止重点地域において第6条若しくは第8条の規定に違反した者又は第9条第2項前段の規定に違反した者に対し、その行為の中止及び原状回復を勧告することができる。

- 2 市長は、ポイ捨て等防止重点地域において第10条の規定に違反した事業者に対し、回収容器を設置し、又は適正に管理するよう勧告することができる。

(命令)

第13条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に従うことを命ずることができる。

- 2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定め、その勧告に従うことを命ずることができる。

(過料)

第14条 ポイ捨て防止重点地域において、前条の命令に従わない者に対し、5万円以下の過料に処する。

(関係機関への要請)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふんの散乱の防止並びに路上等喫煙の制限について協力を要請するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。  
(由布市空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例の廃止)
- 2 由布市空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例（平成17年条例第147号）は、廃止する。